

船体防汚システム規則

規
則

2018年 第1回 一部改正

2018年2月15日 規則 第12号

2018年1月31日 技術委員会 審議

2018年2月7日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

2018年2月15日 規則 第12号
船体防汚システム規則の一部を改正する規則

「船体防汚システム規則」の一部を次のように改正する。

2章 検査

2.1 一般

2.1.1 検査の種類

(4)として次の1号を加える。

検査の種類は次の通りとする。

((1)から(3)は省略)

(4) 不定期検査

2.1.2 を次のように改める。

2.1.2 検査の実施及び時期*

検査の実施時期は次の(1)から~~(3)~~(4)の規定による。ただし、~~(1)及び~~(3)及び(4)の検査については、船舶が入渠又は上架している状態で行うことを原則とする。

((1)から(3)は省略)

(4) 不定期検査は、登録を受けた船舶が、規則に常時適合していること及び船舶の所有者による適切な保守、運航が行われていることに疑いがある場合であって、本会が検査により船舶の現状等を確認する必要があると認めた場合に行う。検査においては、おのこの場合に応じ、必要な事項について検査又は試験あるいは調査を行い検査員が満足する状態にあることを確認する。

附 則

1. この規則は、2018年2月15日から施行する。